

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部を改正する条例

（東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部改正）

第 1 条 東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例（令和元年東大阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 7 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 4 7 条 指定児童発達支援事業者は、法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、
児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等
の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定す
る児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性
暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害
児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当
該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する
犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 6 2 条中「第 3 4 条」の次に「、第 4 7 条」を加える。

第 8 3 条、第 8 4 条、第 9 5 条及び第 1 0 0 条中「第 4 6 条まで、第 4 8 条から」を削る。

（東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年東大阪市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第 4 5 条第 7 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年東大阪市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条の 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 13 条第 6 項において準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 4 条 東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年東大阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改める。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条を第 23 条とし、第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 22 条 認定こども園の設置者は、法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学

校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条 東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年東大阪市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の

必要な措置を講じなければならない。

（東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年東大阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。